

巻頭言 「新型コロナ特集」の発刊に当たって

炭谷 茂（済生会保健・医療・福祉総合研究所 所長）

ここに済生会総合研究所所報特別号として「新型コロナ特集」を発刊できますことは大変嬉しく思います。

済生会は、新型コロナ感染が国内で始まった当初から済生会の理念に照らし関係自治体の要請に積極的に応え、感染者の治療を始め新型コロナの感染対策に全力で当たっています。

済生会は、今から 111 年前の明治 44 年の済生勅語によって設立されました。当時世界的な不況により都市部では多くの失業者が現れる一方、農村部では冷害が重なり、婦女子が身売りという悲劇まで生じました。これらの人たちの多くは栄養状態が悪く、当時蔓延していた結核、赤痢、腸チフス等の感染症に襲われました。しかし、社会保障制度は未整備でしたので、医療サービスが受けられず命を失う人も少なくありませんでした。

そこで古代以来の皇室の伝統に従い、明治天皇は、無料で医療を受けられるようにするために全国に済生会を設立することにしたわけです。全国の済生会病院の医師のトップである医務主幹の初代には日本感染症研究のパイオニアである北里柴三郎が就任しました。

このように済生会と感染症対策と密接な関係がありますが、済生会は、設立の理念から社会が抱えている問題に対して、逃げずに正面から取り組んでいます。歴史を遡ってみると、大正 12 年の関東大震災、太平洋戦争終結後の混乱期においても率先して支援活動に当たりました。

今回の新型コロナの感染についても同様であります。医療だけでなく、福祉や介護など広範囲に住民が必要とされるサービスの提供に努めています。

現在（令和 4 年 12 月 1 日）は、11 月初旬より新型コロナ感染者が再び増加し、全国の済生会の病院の入院患者数は、500 名を超えています。しかしこれからは中国のようなゼロコロナ政策ではなく、新型コロナと共存するウイズコロナ対策の方向に向かっていかなければなりません。厚労省でも新型コロナの感染症法の位置づけを 2 類相当から季節性インフルエンザの 5 類相当への引き下げの検討が始まったと報じられていますので、新型コロナ対策は、これから大きく転換していくことになると思います。

そこでこの機会にこれまでの新型コロナ対策を踏まえた研究をまとめることは、今後の対策のためにも大変有意義なことだと考えています。

特別号が済生会のみならず多くの関係者の参考になれば幸いです。